

木造住宅の耐震診断・改修費用を支援します

元日に発生した能登半島地震により、石川県内を中心に多くの住宅が被害を受けました。今後、このような大規模な地震が県内で発生した場合、特に昭和56年以前に建てられた木造住宅は、旧耐震基準によって建築されているため、倒壊などの大きな被害を受ける可能性があります。

そのため、町では、昭和56年以前の木造住宅について、耐震化を促進させるため、耐震診断等や耐震改修を行う際の費用について補助を行っています。

大地震はいつでもどこで起こるかわかりません。家族の命や財産を守るために、住家を耐震化しましょう。

【木造住宅耐震診断等促進事業】

昭和56年6月より前に着工された木造一戸建て住宅について、耐震診断と補強プラン作成に要する費用を補助します。

申請者負担額 1万円

【木造住宅耐震改修促進事業】

木造住宅耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用を補助します。

- 全体改修…補助限度額120万円(工事費の80/100以内)
- 部分改修…補助限度額30万円(工事費の80/100以内)

ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。

■ 申込み・問合せ 建設整備課 ☎0778-47-8003



避難行動要支援者名簿の

更新および登録について

町では、災害が起きた時に自分で避難することが難しく、避難するために特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として名簿に登録しています。年に一度、登録内容の確認を行っていますので、皆様のご協力をお願いします。

登録の対象となる方

左記の①～⑥の方のうち、自力で避難することが難しいと思われる方

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 75歳以上の高齢者のみ世帯の方
- ③ 要介護3以上の認定を受けている要介護者
- ④ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤ 難病で特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている方
- ⑥ その他、支援が必要な方



登録されている方には、区長を通じて「避難行動要支援者登録票」を配付しますので、内容をご確認いただき、変更がある方は区長にご提出をお願いします。

※登録内容の修正や新規登録については、随時、受け付けています。

※登録の際、登録票に「避難支援者」を記載する欄がありますが、区長や民生委員に限らず、実際に避難支援が可能な方の記載をお願いします。

※名簿は、町、区、民生委員、町社会福祉協議会、消防署、警察、避難支援に関する関係機関で平常時から情報を共有し、災害時に利用します。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007